

◎新潟県告示第74号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年1月25日

新潟県知事 花 角 英 世

1 路線名 県道 上路市振停車場線

2 供用開始の区間

糸魚川市大字上路字高木1367番11から同市大字市振字荒沢1613番卯2まで

3 供用開始の期日 令和4年1月25日